

## 八戸工業大学公的研究費の取扱いに係る行動規範

文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」第2節に基づき、八戸工業大学における公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員が遵守すべき、公的研究費の取扱いに係る適正確保に向けた取組みの指針として、次のとおり定めるものとする。

### 記

#### 1 研究者

- (1) 公的研究費の取扱いに係る不正行為(付記①以下同じ。)を行わない。
- (2) 公的研究費の取扱いに係る不正行為に協力しない。
- (3) 公的研究費の取扱いに係る不正行為を黙認しない。
- (4) 公的研究費の取扱いに係る不正行為を行わせない。

#### 2 公的研究費の取扱事務に従事する職員等

- (1) 公的研究費の取扱いに係る適正確保に向けた制度(付記②)に精通し、研究者に知らしめる。
- (2) 公的研究費の取扱いに係る不正予防対策を着実に実施し、不正行為を黙認しない。
- (3) 公的研究費の取扱いに係る不正行為を行わせない。

#### 3 付記

- ① 公的研究費の取扱いに係る不正行為 学校法人八戸工業大学における公的研究費及び研究活動の適正確保に関する規程第2条第3号に定めるものをいう。
- ② ア研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)、イ学校法人八戸工業大学における公的研究費及び研究活動の適正確保に関する規程、ウ公的研究費及び研究活動の適正確保実施要綱及びエ公的研究費の取扱いに係る不正予防対策等によって構成される公的研究費の取扱いに係る適正確保に向けた制度全般をいう。